

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

～納税猶予制度の特例～

国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となることや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です（注）。

現行法には、①換価の猶予と②納税の猶予がありますが、この度、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、③納税の猶予の特例（特例猶予）が創設されました。

（注） 納税の方法は、猶予の種類により、①1年間据え置かれる場合、②猶予期間中に分割納付をする場合があります。分割納付をする場合は、納税者の資力に応じて対応します。

<特例猶予の要件と効果>

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができますようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

（注） 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

●延滞税なし

●1年間猶予

●無担保

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日以後における一定の期間（1月以上の任意の期間）において納税者の事業等に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があった場合において、その事実に基づき一時に納税をすることが困難と認められるときには、税務署長は納税者から納期限までにされた申請に基づき、1年以内の期間に限り、納税を猶予することができる特例措置が講じられました。

<特例猶予の要件>

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。

対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含まれます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間に限ります。）。

（注） 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

<注意点>

○ 特例猶予は納期限までに申請が必要です。

（注） 法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。

○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

（注） 現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

～参考～

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。
- ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注） 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率